

上高井戸端 会則

(名称)

第1条 この会は、上高井戸端（読み方は「かみたかいどばた」、以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、この人に会えてよかったと思える仲間づくり、ここに住んでよかったと思える町づくりをすることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の活動（事業）を実施する。

- (1) 多世代交流に関する活動
- (2) 食を通じた居場所づくりの活動
- (3) その他、目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本団体の会員は、次の二種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、活動の担い手として入会登録をした者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会登録をした者とする。

(役員)

第5条 本会には以下の役員を置く。

代表	1名
副代表	2名
会計	1名

(役員を選出と任期)

第6条 役員を選出は互選によって行い、任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

(会の運営)

第7条 役員は年1回総会を開催する。会員は必要に応じ運営企画会議等の開催を役員に要請することができる。

(会計)

第8条 本会の経費は会費、寄付金、助成金等をもって充てる。

(連絡先)

第9条 本会の連絡先は、副代表宅とする。

※本会則は、令和2年6月24日より施行する。